松本地区社保協ニュース

18-7号 2018年12月28日(金)

松本地区社会保障推進協議会

中信勤労者医療協会本部気付

TEL0263-35-5427,FAX0263-35-5517

E-mail:matsu-syaho@chushin-miniren.gr.jp

松本市との懇談 (医療・介護・福祉等要望) **3回に分けて実施**福祉用具・住宅改修等現行の「償還払い」を「受領委任払い」(現物給付化)へ「検討」表明



松本地区社保協が松本市に提出した「医療、介護、福祉等の制度改善や障がい児・者の支援等に関する要望について」(10/3 提出)に対する回答書が11月12日届き、それにもとづき松本市と3回に分けて懇談しました。3回の懇談には社保協の加盟団体等からのべ28名が参加し、松本市からは健康福祉部の関係課長などのべ25名の職員に対応していただきました。懇談冒頭のあいさつをした久保田会長は、要望への回答などに感謝しつつ、会も中止を要望した生活保護等の窓口に設置された「防犯カメラ」について遺憾の意思を述べながら、今後カメラの撤去を要望する活動を展開していくことを言明しました。

重要な前向き回答(上記表題)があった介護保険問題

懇談の第一回目は12月20日(木)午後、介護保険の改善に係わる課題でした。(写真上記) 懇談には、加盟団体以外に市内の介護事業所のケアマネの方が参加しました。懇談は、「介護保険料の引き下げ、減免制度の拡充」「利用料減免」

「新総合事業」「生活援助の頻回ケアプラン問題」について行われました。高い介護保険料問題では、松本市は他市に比較して後期高齢者数が少ないなどの特徴あり、15 市比較では高くなっている。但し、全国的には松本市の同規模の人口の都市との比較では同額程度になっている。松本市の介護保険も国保の構造と似たような要素があることが分かりました。保険料の低所得者対策では、松本市が実施している独自減免(収入が著しく減少した場合の申請減免~50%減免、100%減免)の状況が明らかになりました。利用料減免問題では、

福祉用具・住宅改修等現行の「償還払い」を他市も実施している「受領委任払い」への検討表明ありました。この制度変更により、H29 年度支給実績では、住宅改修は 650 件、福祉用具購入 970 件となっており、これらが現物給付化されることになります。新総合事業の問題では、松本市の事業は、「実施して間もないので現行相当のサービス実施が全体の 95%であり、予防給付事業も時間をかけて実施していきたい」との回答がありました。生活援助の頻回ケアプラン問題では、現場では

「萎縮傾向」があることを指摘しました。市側からは「適切なサービスとの理由づけが明確になっていることが前提であり、上限を超えている対象者の一部を検討したが、問題はなかった」との回答でした。

深刻は現状を認めつつ、 改善策への言及がなかった国保問題

二回目の懇談は、12月26日(水)午前、国保・ 後期高齢者医療問題の懇談でした。懇談冒頭、国 保に関する資料公開や国保運営協議会の委員公 募の実現などに感謝の意を表明しながら、深刻な 状況になっている松本市の国保の改善について 激しいやり取りがされました。(写真右)

保険税問題では、社保協からは、昨年の懇談 等では、「県下19市最高額の保険料」「低所得者 に荷重負担をなっている」状態にあることは認めた。「払える水準」を超える保険税の引き下げ



が必要。保険税の納付率が数年間県下最低水準を脱することができないのは、構造的な問題を抱え

ているからである。納付率では、所得ゼロ世帯、若い世帯、若干所得のある世帯が低い。低所得者対策の抜本策がどうしても必要で均等割、平等割の減免、特に3人以上子どもがいる世帯への減免は緊急策として必要であるなど、改めて主張しました。

市の担当課長からは、保険税の引き上げは考えていない。減免についての考えは、回答の通り。 小海町の事例にもあるように、単独事業には県・ 国から圧力があり難しい。これに対して参加者からも県や国に問いただせば、最終的には、市町村に裁量権あると言われる。地方自治の基本が問われている。などと反論しました。

短期保険証の交付問題では、長野市では所得 150万円未満の世帯は交付しないなど低所得者は 交付対象から除外している。松本市の場合、毎年 1200世帯前後に交付されている。以前は1カ月証や3カ月証が多かったが、改善されてきた。しかし、1年以上の滞納者の統計はないとの回答だったが、短期証交付対象の滞納世帯と思われる世帯との比較でも多いはずと主張しました。

滞納世帯の多くは低所得世帯、窓口負担の高さもあり「経済的事由」での死亡事例も毎年発生している。一部負担金の申請減免も改善してほしい。

これに対して市側からは、手遅れ死亡事例については、市長が議会答弁でも「あってはならない」と言明しており、困難については、事前相談してほしい、との答弁がありましたが、交付基準の見直しついての言及はありませんでした。

後期高齢者医療問題は、広域連合と市との裁 量権について意見交換されました。

当事者の切実な声、要望をぶつけた障がい児・者問題、生保問題



三回目の懇談は、12月26日(水)午後 障害児・者施策、生活保護問題、子どもの医費助成問題でした。最初に「ちごの会」の母親

から「**障がい者の医療費の窓口完全無料化**」についての訴えがありました。「医療費負担問題は障がい者にとっては、いのちに係わる問題。中学生までの窓口負担が無料になり大変助かっているが、子どもも高等部に入り窓口負担が不安である。対象者を見直して欲しい」

市側からは、「基本的には、回答の通り。要望は、市長会も県に対して要望している」との回答。

「医療的ケア児のデイサービス施設を拡充・増設」についての要望があり、市側からは、「文書回答にあるように、本年10月から今井地域に1カ所施設が新設された。市も建築段階から係わってきた。レスパイト入院を実施している城西病院にも視察して課題等もお聞きした。また、市内の別の地域でも新たな施設設地の動きもあるので事業者等に働きかけをしていきたい」との返答がありました。

別の母親からは、要望事項とは別件ではあるが、「**障がい児の日常生活用具の給付**に係って、 支給基準の変更等の関係でトラブルが生じた。是 正してほしい」と訴えがありました。市側からは、 「迷惑をかけた部分があった。改善していきたい」 との答弁ありました。

次に、生活保護関係の要望について、生健会からの当事者からの発言ありました。「10 月からの生活保護基準の切り下げについて、10 年前から相次ぐ引き下げで月顎 5,000 円支給が減り、今回月 980 円減った。国に強力に働きかけて欲しい」市側からは、「支給基準は国の基準で運用している」との答弁。

また、「冷暖房費の補助、福祉灯油の支給を考えて欲しい」との要望。これに対しては市側からは、「回答にある通り現状では市単独支給は考えていない」と答弁。

松本協立病院のワーカーからは、「生活保護の しおりの記載で、しおりに「無低診」に係わる記 載があるが改善してほしい。」との発言。市側か らは「検討する」との答弁。

また、子ども医療費助成に係った問題では、 社保協側からは、「8月から窓口無料化実施され、 歓迎したい。年齢拡大について"当面"とあった が、その後の検討はどうか」との発言。これに対 して市側からは「8月診療分が10月にまとまっ た。受給者一人当たり770円から1000円3割近 く医療費が増加した。しばらく様子を見ないと評 価できないが、注視していきたい。対象年齢の拡 大については、"当面"としたのは、県の動向を 注視しながらの意味だった」との返答がありまし た。(内容一部省略)

後期高齢者医療費 1 割化負担継続の意見書採択を 求める自治体議会陳情(請願)~松本・大北地域13市 町村のうち8市町村61%の議会が国に意見書を提出



松本地区社保協では、後期高齢者医療の窓 口負担2割化に反対する運動を強化しようと 国会への請願署名に取り組みつつ、地方から 反対の声を上げるため、中信地区の市町村議 会 12 月定例会に陳情・請願を行いました。大 北圏域には、年金者組合大北支部、木曽圏域 には年金者組合木曽支部に依頼し、松本圏域 は松本地区社保協が担当しました。

その結果、松本圏域では、陳情を採択し、 意見書を可決し、国に意見書を提出した議会

は、塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村の1市4村でした。継続審査は、筑北村。不採択議 会は、松本市、安曇野市でした。大北圏域では、陳情採択・意見書可決は、池田町、松川村、白馬 村の1町2村、主旨採択が小谷村、不採択が大町市でした。尚、木曽圏域は、都合で12月議会提出 できず、3月議会に提出の予定です。

以上、松本圏域と大北圏域の13市町村議会のうち61%に当たる1市1町6村の8市町村議会が国 に意見書を提出しました。こうした自治体議会決議を踏まえ、国への請願署名を軸とした運動を強 化しましょう。

長野県社保協第24回総会 公開講演会

誰もが安心できる社会保障のために

「社会保障の財源は所得課税で」

~消費税は社会保障を壊す~

飾

広明氏

立正大学法学部客員教授(税法学) 日本民主法律家協会副理事長 不公平な税制をただす会代表委員

「税が拡げる格差と貧困」(あけび書房) 「社会保障財源を38兆円生む税制」(大月書店)など著書多数



消費税にたよらずに社会保障財源を確保する税制を

2019年10月に消費税増税を表明している安倍政権は、「全世代型社会保障」と称して社会保障の主な 財源を消費税でまかなおうとしています。これは「社会保障を充実したければ増税をうけいれろ」という戦 略のもと、国民に 10%増税の痛みに加え、社会保障の給付削減、利用抑制の痛みを強いるものです。

いま、空前のもうけをため込む大企業や富裕層に、応分の負担を求める税制改革が求められているのでは ないでしょうか。浦野広明先生には、「憲法にもとづく税制改革」の立場から、消費税にたよらず、税制を ただすことで社会保障の再生・拡充を進める展望と今後の運動課題について提言していただきます。

日時

2019 年 2月 16 日(土)

13:00~15:00 (開場 12:30) 長野県教育会館3階ホール

長野市旭町 1098/TEL 026 - 235 - 6995

長野駅善光寺口より徒歩約 20 分

JR長野駅善光寺口バス乗り場から

J R 長野駅舎光寺ロハス乗り場から
①川中島バス 「善光寺方面行」乗車
大門南下車 徒歩約5分
④市内循環パス「ぐるりん号」乗車
合同庁舎前下車 徒歩3分
★電車 電鉄長野線「権堂」下車徒歩10分
駐車場が限られていますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください

入場無料・どなたでも参加できます

